

## 船舶インシデント調査報告書

平成30年2月21日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成29年1月18日 22時00分ごろ
発生場所	北海道森町砂原漁港東方沖 砂原港北外防波堤灯台から真方位090°34海里付近 （概位 北緯42°07.6′ 東経141°27.0′）
インシデントの概要	漁船第五十一幸徳丸は、操業中、主機が停止して始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成29年3月21日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第五十一幸徳丸、9.7トン
船舶番号、船舶所有者等	HK2-22262（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 雪、風向 南、風力 2 海象：不詳
インシデントの経過	本船は、砂原漁港東方沖においてすけそうだら漁の操業中、平成29年1月18日22時00分ごろ主機が停止した。 本船は、主機が始動できず、僚船にえい航されて砂原漁港に向かった。
分析	本船は、砂原漁港東方沖において操業中、主機が異常を生じて始動できなくなり、運航不能となったものと考えられるが、船長から情報が得られなかったため、異常が生じた状況を明らかにすることができなかった。
原因	本インシデントは、夜間、本船が、砂原漁港東方沖において操業中、主機が異常を生じて始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。